消費生活 第84回

知っ得情報！

還付金詐欺に要注意！

ATMを操作しても還付金はもらえません！

市役所の職員を騙る者から、「介護保険料が払い戻される」とATMへ誘導後、操作を指示し、相手の口座に振り込ませる手口（還付金詐欺）が多発しています。

被害を防止するためには…

・一旦電話を切り、冷静になる。
・指示された電話番号ではなく、自分で調べた役所などの電話番号に電話をして確認する。
・周りの人に相談する。

悩んだ時や不安に思った時は、すぐに消費生活センターにご相談ください！

問合せ先

●射水市消費生活センター（生活安全課内）
月～金曜日　午前9時～午後4時
☎52-7974

●富山県消費生活センター高岡支所（高岡市御旅屋町101番地　御旅屋セリオ5F）
月～金曜日　午前8時30分～午後5時
☎25-2777

●消費者ホットライン　☎188

年金だより

新成人の皆さん 20歳になったら国民年金

20歳になったら国民年金に加入し保険料を納めることになります。

国民年金は、年をとった時や、いざという時の生活を、みんなで支えようという制度です。ご自身が高齢になり、働けなくなった時だけでなく、病気や事故で障害が残った場合などに年金を受け取ることができます。

20歳になってからおおむね二週間以内に案内が送付されますので、納付方法などを確認してください。（すでに厚生年金や共済組合に加入している方には送付されません。）

保険料を未納のままにしておくと、年金の給付を受けられない場合があります。保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例」や「納付猶予」などの制度を利用して受けとる権利を確保しましょう。

学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請の際に、学生証の写し、または在学証明書が必要です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問合せ先

保険年金課　☎51-6628
高岡年金事務所　☎21-4180（音声案内は②→②番）

出張年金相談

場所：射水市本庁舎1階104相談室
日時：1月18日（火）午前10時～午後3時
予約：高岡年金事務所　☎21-4180（音声案内①番→②番）
※基礎年金番号のわかるものや身分証をご持参ください。

明日の射水を担う若者定住助成金制度

奨学金を利用して大学などへ進学された学生さんのUターン・Iターンを支援します！

対象者		
	Uターン型	射水市の奨学金を利用して県外の大学などに進学した自宅外生で、卒業後就職し、市内に定住された方
	Iターン型	日本学生支援機構の奨学金を利用して射水市内の大学などへ進学した県外出身の学生で、卒業後就職し、市内に定住された方

助成金額	奨学金年間返還額の２分の１の額（ただし、年額96,000円以内）
助成期間	最大10年間（毎年申請していただきます。）
助成要件	対象者のうち、次の(1)または(2)のいずれかを満たし、かつ(a)～(d)までの要件を全て満たす方 (1) 射水市内に居住しており、平成27年４月１日以降に奨学金の返還を始めた方 (2) 奨学金の返還を始めており、平成27年４月１日以降に新たに射水市に住民登録した方 (a) 現に就業されている方　(b) 奨学金の返還を怠ったことの無い方　(c) 市税等の滞納が無い方 (d) 令和3年1月1日から起算して、１年以上射水市内に居住している方
申請締切日	令和４年２月18日（金）

▲詳細はこちらから

申請・問合せ先　未来創造課　定住・交流促進係　☎51-6614